



長野県訓令第1号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

本則の3中「山岳総合センター 機動隊」を「機動隊」に、「東北信運転免許センター 中南信運転免許センター」を「東北信運転免許課 中南信運転免許課」に改める。

人事課

長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）に定める本庁内部部局又は現地機関における兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の7の項中「管財課」を「財産活用課」に改め、同表の25の項の次に次のように加える。

26	佐久建設事務所佐久北部事務所長	佐久建設事務所佐久北部事務所維持管理課長	-
27	北信建設事務所中野事務所長	北信建設事務所中野事務所維持管理課長	-
28	北信建設事務所飯山事務所長	北信建設事務所飯山事務所維持管理課長	-

本則の4の表の松本建設事務所の項及び長野建設事務所の項を削る。

人事課

長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表中「(財)長野県消防協会」を

「公益財団法人長野県消防協会」に、

長野県土地開発公社	総務理事 理事 監事 局付
-----------	---------------

を

ながの子ども・子育て応援県民会議	事務局長
長野県土地開発公社	総務理事 理事 監事 局付

に、

長野以北並行在来線対策協議会	幹事
----------------	----

を

長野以北並行在来線対策協議会	幹事長
----------------	-----

に、「理事長 副理事長 理事 監事」を「理事 監事」に、

(財)長野県中小企業振興センター	理事 監事 委員 評議員
一般社団法人長野県情報サービス振興協会	特別理事
(財)広域関東圏産業活性化センター	委員

を

公益財団法人長野県中小企業振興センター	理事 評議員
一般社団法人長野県情報サービス振興協会	特別理事

に、

長野県食品工業協会	顧問
(財)長野県テクノ財団	副理事長 理事 監事 評議員

を

公益財団法人長野県テクノ財団	副理事長 理事 評議員
----------------	-------------

に、「副支部長 顧問」を「副支部長 理事」に、

信州メディカル産業振興会	理事
--------------	----

を

信州メディカル産業振興会	理事
AREC・Fi i プラザ	幹事

に、

長野県旅行業協会	顧問
長野県ペンション振興協議会	常任理事
長野県観光土産品公正取引協議会	顧問 参与

を

長野県観光土産品公正取引協議会	顧問 参与
-----------------	-------

に、

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会	会長
中央内陸県連合広域観光推進協議会	会長
長野県国際観光推進協議会	会長 副会長

を

「スノーリゾート信州」プロモーション委員会	事務局長
中央内陸県連合広域観光推進協議会	会長
長野県国際観光推進協議会	会長 副会長
上信越国際観光テーマ地区推進協議会	会長 副会長 事務局長
田舎暮らし「楽園信州」推進協議会	会長

に、

外国籍児童支援会議	理事 幹事
-----------	-------

を

長野県河北省経済交流推進協議会	会長 事務局長
外国籍児童支援会議	理事 幹事

に、

(財)長野県農業拓殖基金協会	理事 監事
長野県農業共済保険審査会	委員

を

長野県農業共済保険審査会	委員
--------------	----

に、

長野県農業再生協議会	会長 事務局長
------------	---------

を

長野県農業再生協議会	会長 事務局長 部 会長 副部長
------------	---------------------

に、

長野県担い手育成総合支援協議会	副会長 幹事
(財)長野県林業労働財団	理事

を

(財)長野県林業労働財団	理事
--------------	----

に、「副理事長 理事 監事 運営委員」を「理事 監事 運営委員」に、

(財)長野県建設技術センター	理事 監事 評議員
(社)長野県産業開発青年協会	理事長 常務理事
長野県国土建設週間協賛会	顧問 幹事長 副幹事長

を

公益財団法人長野県建設技術センター	理事 監事 評議員
-------------------	-----------

に、

一般財団法人長野県建築住宅センター	理事 評議員
長野県建築物防災協会	顧問

を

長野県建築物防災協会	顧問
------------	----

に改める。

本則の2の表中

浅間テクノポリス地域センター地域評議員会	評議員
諏訪テクノレイクサイド地域センター地域評議員会	評議員
伊那テクノバレー地域センター地域評議員会	評議員
アルプスハイランド地域評議員会	評議員
善光寺バレー地域センター地域評議員会	評議員

を

諏訪テクノレイクサイド地域センター地域協議会	委員
伊那テクノバレー地域センター地域協議会	委員

に改める。

本則の3の表中

公益財団法人長野県長寿社会開発センター	支部長
(社)長野県地域包括医療協議会	理事 会員

を

(社)長野県地域包括医療協議会	理事 会員
-----------------	-------

に、「会員 参与」を「会員 参与 顧問」に改める。

本則の5の表中

(財)長野県中小企業振興センター	委員 評議員
長野県信用保証協会	委員
(社)中部電子工業技術センター	参与

を

公益財団法人長野県中小企業振興センター	委員
長野県信用保証協会	委員

に、

長野県食品工業協会	常任参与
(財)長野県テクノ財団	委員 理事

を

公益財団法人長野県テクノ財団	委員 理事
----------------	-------

に、

浅間テクノポリス地域センター地域評議員会	評議員
諏訪テクノレイクサイド地域センター地域評議員会	評議員
アルプスハイランド地域評議員会	評議員
善光寺バレー地域センター地域評議員会	評議員
長野県染色組合連合会	顧問

を

浅間テクノポリス地域センター地域協議会	委員
---------------------	----

に、

「ARECプラザ」を

「AREC・Fiiプラザ」に、

(財)長野県果樹研究会	顧問
-------------	----

を

(財)長野県果樹研究会	顧問
長野県園芸作物生産振興協議会	委員

に改める。

人事課

長野県訓令第4号

本庁内部部局
企業局本庁
議会事務局
行政委員会事務局
監査委員事務局
警察本部

長野県庁消防規程(昭和46年長野県訓令第14号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

第4条第2項中「総務部管財課長」を「総務部財産活用課長」に、「総務部管財課課長補佐」を「総務部財産活用課課長補佐」に改め、同条第3項中「総務部管財課内」を「総務部財産活用課内」に改める。

第8条第1項中「管財課」を「財産活用課」に改め、同条第3項中「衛視」を「警備員」に改める。

管財課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

第2条中第17号及び第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号から第22号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「あつては総合行政ネットワーク担当課の文書主任、同項第6号の事務にあつては」を「ついては、」に改め、「それぞれ」を削る。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第42条第1項中「総合行政ネットワーク文書及び」を削り、同項ただし書を削る。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

別表第3の1の企画部の項中

「交通政策課並行在来線対策室 | 交並 |」を

「交通政策課新幹線・在来線企画室 | 交新 |
交通政策課リニア推進振興室 | 交リ |」に改め、同

1の総務部の項中

「管財課 | 管 |」を

「財産活用課 | 財活 |」に、

「情報公開・私学課 | 情私 |」を

「情報公開・私学課 | 情私 |
情報公開・私学課県立大学設立準備室 | 情私大 |」に改め、同

1の商工労働部の項中

「経営支援課 | 経 |」を

「産業政策課次世代産業集積室 | 産政次 |
経営支援課 | 経 |」に、

「観光企画課 | 観企 |」を

「観光企画課 | 観企 |
観光企画課信州ブランド推進室 | 観企ブ |」に、

「国際課 | 国際 |」を

「移住・交流課 | 移交 |
国際課 | 国際 |」に改め、同

2中

「福祉大学校 | 福大 |
介護センター | 介セ |」を

「福祉大学校 | 福大 |」に、

「松本消費生活センター岡谷支所 | 松消岡 |
環境保全研究所 | 環保 |」を

「環境保全研究所 | 環保 |」に、

「北信建設事務所 | 北建 |」を

「北信建設事務所 | 北建 |
諏訪湖流域下水道事務所 | 諏流 |」に改める。

情報公開・私学課

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部 守一

本則第2項中「第4条の7第3項、」を削る。

別表第1の企画部の項中「調整係 ブランド推進係」を「調整係」に、「交通企画係 新幹線・鉄道企画係」を「交通企画係」に改め、

同表の総務部の項中「管財課」を

「財産活用課」に、「財産係」を「財産企画係 財産活用係」に、「法務係」を「法務係 公益法人係」に改め、同表の健康福祉部の項中「医療企画係 地域医療係」を「管理係 医療係」に改め、同表の環境部の項中「温暖化対策係」を「環境管理係 温暖化対策係」に改め、同表の商工労働部の項中「企画経理係 産業誘致係」を「企画経理係」に、「金融支援係 県産品振興係」を「金融支援係」に改め、同表の建設部の項中「施設係」を「施設第一係 施設第二係」に改める。

別表第2の企画部の項を次のように改める。

企画部	消費生活室	企画指導係	相談啓発係
-----	-------	-------	-------

別表第4の松本地方事務所の項中「総務係 契約係」を「総務係」に改め、同表の諏訪建設事務所の項中

整備課	計画調査係	整備第一係	整備第二係	整備第三係
-----	-------	-------	-------	-------

を

整備課	計画調査係	整備第一係	整備第二係	整備第三係
用地課	用地第一係	用地第二係		

に改め、同表の安曇野建設事務所の項を次のように改める。

安曇野建設事務所	総務課	総務係
千曲建設事務所	維持管理課	管理係 維持係
須坂建設事務所	整備課	計画調査係 整備係

別表第4の千曲建設事務所 須坂建設事務所の項を削り、同表の長野建設事務所の項中「用地第二係 用地第三係 用地第四係」を「用地第二係」に改める。

行政改革課

長野県教育委員会訓令第5号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会

第2条中第17号及び第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号から第22号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「あっては総合行政ネットワーク担当課の文書主任、同項第6号の事務にあつては」を「ついては、」に改め、「、それぞれ」を削る。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第41条第1項中「総合行政ネットワーク文書及び」を削り、同項ただし書を削る。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

第49条第1項中「県令」を「訓令」に改める。

別表第3の2の(2)中 「長野県立歴史館
長野県山岳総合センター 歴 山セ
山セ」

を「長野県立歴史館 歴」に改める。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第6号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（平成18年長野県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会

別表の教育総務課の項中「第13号」を「第10号」に、「第18号から第20号」を「第15号から第17号」に、「第14号から第17号」を「第11号から第14号」に改める。

教育総務課

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会教育長

第3条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

第4条第3項及び別表第5中「教育機関（）」の次に「県立中学校、」を加える。

教育総務課